資料4－1

持ち回りで議決した案件の報告について

― 独立行政法人福祉医療機構業務方法書の変更について ―

【平成 23 年 12 月５日施行】

■　東日本大震災に係る災害復旧資金及び災害復興資金の貸付け等に係る条件変更

◆　医療機関の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 23 年度までとされていた医療機関の耐震化整備に係る融資条件の特例（利率の引き下げ）を次表のとおり改める。

【附則第 19 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 24 年度まで	平成 23 年度まで

◆　東日本大震災に係る貸付けの特例

東日本大震災に係る貸付けについて対象となる貸付けを次表のとおり改める。

【附則第 26 条関係】

区分	【新】	【旧】
対象となる貸付け	災害復旧資金及び災害復興資金	災害復旧資金

◆　災害拠点病院等の設備整備等に係る貸付けの特例

対象期間である平成 24 年 3 月 31 日までの事業として、災害拠点病院等自家発電設備整備事業実施要綱（平成 23 年 12 月 5 日医政発 1205 第 5 号）、災害派遣医療チーム体制整備事業実施要綱（平成 17 年 2 月 1 日医政発第 0201014 号）又は災害医療対策事業実施要綱（平成 21 年 3 月 30 日医政発第 0330007 号）により、災害拠点病院等の設備整備等に係る貸付けの特例を設けるものである。（平成２４年３月３１日まで）

【附則第 27 条項関係】

区分	【新設】
利率・貸付金の限度額	機構の理事長が定める

【平成 24 年４月６日施行】

■　平成 24 年度予算に係る福祉医療貸付事業の融資条件及び助成事業対象の変更

１．福祉貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

◆　小規模多機能型居宅介護事業に係る貸付けの相手方の拡大

小規模多機能型居宅介護事業について、貸付けの相手方を次表のとおり改める。

【第 4 条及び附則第 23 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付けの相手方	○法人	○社会福祉法人 ○一般財団法人、一般社団法人 ○医療法人

◆　障害福祉サービス事業所等の貸付けの相手方の拡大

１．障害福祉サービス事業の貸付けの相手方の拡大

居宅介護事業、重度訪問介護事業、生活介護事業、短期入所事業、重度障害者等包括支援事業、共同生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業、共同生活援助事業について、貸付けの相手方を次表のとおり改める。

【第 4 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付けの相手方	○法人	○社会福祉法人 ○一般財団法人、一般社団法人 ○医療法人

２．障害児通所支援事業を貸付対象事業に追加

平成 24 年 4 月から障害児施設の体系が見直されることに伴い、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を貸付対象事業に追加するとともに、貸付けの相手方を次表のとおりとする。

【第 4 条関係】

融資条件区分	【新設】
貸付けの相手方	法人

◆ 養護老人ホームの老朽施設の整備等を無利子貸付対象に追加

「養護老人ホームの整備について」（平成 24 年４月５日老高発 0405 第１号）に規定する養護老人ホームに係る整備事業について、貸付利率を次表のとおり改める。

【第 8 条、第 9 条及び第 12 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付利率	無利子	財政融資資金利率同率

◆ 国有地等を活用した社会福祉施設等の高度化事業に係る貸付金の限度額の引き上げ等

国有地等を活用した社会福祉施設等の高度化事業にについて、貸付金の限度額を次表のとおり改めるとともに、民有地の借地上に整備する有料老人ホーム（社会福祉施設等が過半を占めているものに限る。）を貸付対象施設に追加する。

【第 4 条、第 6 条、第 17 条、附則第 10 条、附則第 14 条、附則第 21 条から第 23 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
貸付金の限度額	100 分の 90	100 分の 75

◆ 石綿除去等のための整備事業等に係る優遇措置（継続）

平成 23 年度までとされていた「石綿除去等のための整備事業等に係る貸付対象施設及び貸付金の限度額の特例（貸付対象施設に軽費老人ホーム A 型及び B 型を追加し、貸付金の限度額を 75～80%とするもの）」について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 7 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 24 年度まで	平成 23 年度まで

◆ 児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金（つなぎ資金）に係る融資条件の優遇措置

対象期間である平成 25 年度までの事業として、児童福祉法の一部改正の施行に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金について、据置期間及び貸付金の限度額を次表のとおり改める。

【附則第 8 条関係】

融資条件区分	【新】	【旧】
据置期間	１年以内	半年以内
貸付金の限度額	次のいずれか低い額 ○3 月分の障害児通所給付費及	次のいずれか低い額 ○所要資金の 100 分の 80

	び障害児入所給付費相当額 ○担保評価額の 100 分 80	○担保評価額の 100 分 70

◆ 療養病床の転換等に係る整備事業に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 23 年度までとされていた療養病床の転換等に係る整備事業に係る融資条件の特例（貸付の相手方の拡大、貸付限度額の引き上げ及び貸付利率の引き下げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 10 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 29 年度まで	平成 23 年度まで

◆ 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 24 年 3 月 31 日までとされていた社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の特例（利率の引き下げ及び貸付限度額の引き上げ）を次表のとおり改める。

【附則第 21 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 25 年 3 月 31 日まで	平成 24 年 3 月 31 日まで

◆ 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 24 年 3 月 31 日までとされていた介護基盤の緊急整備及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の特例（利率の引き下げ及び貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 22 条、附則第 24 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 25 年 3 月 31 日まで	平成 24 年 3 月 31 日まで

◆ スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 24 年 3 月 31 日までとされていたスプリンクラー整備に係る融資条件の特例（利率の引き下げ及び貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 23 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 25 年 3 月 31 日まで	平成 24 年 3 月 31 日まで

◆ 貸付対象施設の縮小

障害者自立支援法に係る経過期間が終了したことに伴い、貸付対象施設から、障害者自立支援法の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設及び精神障害者社会復帰施設を除く。

【第 4 条、第 17 条及び附則第 9 条関係】

2．医療貸付事業の融資条件等の変更に係る改正

◆ 環境・エネルギー対策のための設備整備に係る貸付金の限度額の引き上げ

医療関係施設においてより一層、エネルギーの効率化を進めるべく、環境・エネルギー対策のための設備整備について、貸付金の限度額を次表のとおりとする。

【第 26 条関係】

融資条件区分	【新設】
貸付金の限度額	機構の理事長が別に定める。※

※ 環境・エネルギー対策に係る施設整備部分について、貸付金の限度額を病院、診療所及び医療従事者養成施設（看護師又は准看護師に係るもの）については 100 分 90、介護老人保健施設については 100 分の 85、助産所及び医療従事者養成施設（看護師又は准看護師以外に係るもの）については 100 分の 80 とする。

◆ 自家発電設備整備に係る貸付金の限度額の引き上げ

災害時における医療提供体制の維持のため、自家発電設備整備について、貸付金の限度額を次表のとおりとする。

【第 26 条関係】

融資条件区分	【新設】
貸付金の限度額	機構の理事長が別に定める。※１
１施設あたりの貸付金額の加算	機構の理事長が別に定める。※２

※１ 自家発電設備整備について、当該設備本体に係る貸付金の限度額を 100 分の 95 とする。また、当該設備整備と一体として行われる施設整備については貸付金の限度額を病院及び診療所にあっては 100 分の 85 とし、介護老人保健施設にあっては 100 分の 80 とする。

※２ １施設あたりの貸付金額について、自家発電設備整備所要額を加算する。

◆ 社会保険病院等の資産の譲受に要する資金に係る融資条件の優遇措置（継続）

地域医療機能推進機構法の成立に伴い、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から社会保険病院等の譲渡に係る期間の定めがなくなったことを踏まえ、平成 24 年 9 月 30 日までとされていた優遇措置の適用期間を廃止し、当該規定について附則から本則に移行する。

【第 27 条第 2 項関係】

◆ 石綿除去等のための整備事業等に係る優遇措置（継続）

平成 23 年度までとされていた「石綿除去等のための整備事業等に係る貸付対象施設及び貸付金の限度額の特例（利率の引き下げ及び貸付限度額の引き上げ）」について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 7 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 24 年度まで	平成 23 年度まで

◆ 療養病床の転換等に係る整備事業に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 23 年度までとされていた療養病床の転換等に係る整備事業に係る融資条件の特例（貸付の相手方の拡大、貸付限度額の引き上げ及び貸付利率の引き下げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 10 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 29 年度まで	平成 23 年度まで

◆ 療養病床転換支援資金に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 23 年度までとされていた療養病床転換支援資金に係る融資条件の特例（償還期間・据置期間の延長及び貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 11 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 29 年度まで	平成 23 年度まで

◆ 介護基盤の緊急整備に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 24 年 3 月 31 日までとされていた介護基盤の緊急整備及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る融資条件の特例（利率の引き下げ及び貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 22 条、附則第 24 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 25 年 3 月 31 日まで	平成 24 年 3 月 31 日まで

◆ 災害拠点病院等の設備整備等に係る融資条件の優遇措置（継続）

平成 24 年 3 月 31 日までとされていた災害拠点病院等の自家発電設備整備事業及び災害派遣医療チームが使用する携帯衛星電話等に係る融資条件の特例（利率の引き下げ及び貸付限度額の引き上げ）について、優遇措置の適用期間を次表のとおり改める。

【附則第 27 条関係】

区分	【新】	【旧】
優遇措置の適用期間	平成 25 年 3 月 31 日まで	平成 24 年 3 月 31 日まで

3．助成事業の対象変更に係る改正

◆ 助成対象事業及び対象者の変更

助成対象事業及び対象者を次表のとおり改める。

【第 32 条関係】

【新】	【旧】
社会福祉振興事業を行う者に対する助成の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次に掲げるものを行う者とする。 ① 福祉活動支援事業 ② 社会参加促進活動支援事業 ③ 地域連携活動支援事業 ④ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 ⑤ 災害福祉広域支援事業	社会福祉振興事業を行う者に対する助成の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次に掲げるものを行う者とする。 ① 福祉活動・社会参加促進活動支援事業 ② 地域連携活動支援事業 ③ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

4．その他所要の改正

◆ その他所要の改正を行う。

【第 11 条、第 13 条、第 16 条、第 28 条、第 32 条、第 44 条、別表 1 及び別表 2 関係】